平成28年労第166号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、調理師として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社C店の調理場において、刺身を切る作業をしていたところ、突然後ろに倒れ、後頭部をコンクリートの床に打ち付け負傷した(以下「本件転倒」という。)。請求人は直ちにD病院に救急搬送され、「急性硬膜下血腫、頭蓋骨骨折」(以下「本件傷病」という。)と診断された。

請求人は、本件傷病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、 監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本 件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない 旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 請求人は、同人が本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであると 主張するので、以下、この点について検討する。
- (2) 請求人の本件傷病について、労働局地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、重症のアルコール性肝障害を起こしていたことは明確で、一般的にアルコール依存症患者が、食事を摂らずにアルコールを飲み続けると、ビタミンB₁の欠乏により脳内の代謝が破綻して急性期に眼球運動障害、運動失調、意識障害が出現することがある。請求人に特徴的な症状が現れていたことは明らかではないが、過去にふらつき、下痢や嘔吐症状が続き、運動失調が出現していること、精神的な症状を訴えていたこと等から、請求人は、ウェルニケ脳症を発症して転倒したと考えれば矛盾はない。ウェルニケ脳症により、めまい、運動失調を起こし転倒した結果、外傷による『急性硬膜下血腫、頭蓋骨骨折』を負ったと判断するのが妥当であり、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に掲げる対象疾病を発症したとは認められない。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状とその経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。
- (3) そうすると、決定書理由に説示するとおり、本件転倒は、ウェルニケ脳症を 発症して転倒したものと推定され、請求人自身の飲酒に伴う身体症状に基づく ものであるから、当審査会としても、請求人の本件転倒には業務起因性はなく、 したがって、当該転倒によって発症した本件傷病についても業務起因性を認め ることはできないものと判断する。

(4) なお、請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、過重な長時間の時間外労働により本件傷病を発症したと主張するが、上記(3)のとおり、本件転倒及び本件傷病には業務起因性はないのであるから、請求人らの主張は採用できない。

念のため、請求人の労働時間について検討するも、請求人には一定の長時間 労働が認められるものの、長期間の過重労働は認められず、また、請求人は、 本件傷病の2週間前から前日までの約2週間仕事を休んでいたのであるから、 当該労働による疲労は回復していたと推認しうるところ、いずれにしても、本 件転倒は、上記のとおり請求人の基礎疾患に起因するものと考えることが相当 であり、当該長時間労働と本件転倒及びこれによって発症した本件傷病との間 に相当因果関係は認められないものと判断する。

- (5)以上のことから、当審査会としては、請求人の本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休 業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由は ない。

よって主文のとおり裁決する。